

医薬関連発明の判例紹介  
平成 29 年（ネ）第 10013 号  
－構成要件の充足性－

2017年7月31日

特許業務法人  
**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

■概要

発明の名称を「オキサリプラチン溶液組成物ならびにその製造方法及び使用」とする発明に係る特許第 4 4 3 0 2 2 9 号に基づく製剤の製造販売等の差止請求について、クレーム中の構成要件の解釈が争われた事例。

本件明細書における用語「緩衝剤」の定義及び実施例についての記載並びに本件発明の目的・効果との関係に照らし、本件発明における「緩衝剤」としての「シュウ酸」は、解離シュウ酸を含むものではなく、添加シュウ酸に限られると解すべきであり、対象製品が特許発明の技術的範囲に属するものとは認められないとして、同請求は棄却された。

■本件発明

【請求項 1】

オキサリプラチン、有効安定化量の緩衝剤および製薬上許容可能な担体を包含する安定オキサリプラチン溶液組成物であって、製薬上許容可能な担体が水であり、緩衝剤がシュウ酸またはそのアルカリ金属塩であり、

緩衝剤の量が、以下の：

- (a)  $5 \times 10^{-5} \text{ M} \sim 1 \times 10^{-2} \text{ M}$ ,
- (b)  $5 \times 10^{-5} \text{ M} \sim 5 \times 10^{-3} \text{ M}$ ,
- (c)  $5 \times 10^{-5} \text{ M} \sim 2 \times 10^{-3} \text{ M}$ ,
- (d)  $1 \times 10^{-4} \text{ M} \sim 2 \times 10^{-3} \text{ M}$ , または
- (e)  $1 \times 10^{-4} \text{ M} \sim 5 \times 10^{-4} \text{ M}$

の範囲のモル濃度である、組成物。

■この資料にはつづきがあります。詳細は当所までお問合せください。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

副所長 弁理士 黒田 敏朗 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。  
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>

< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>

< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>

< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HAKKENZO.LegalDepartment>

< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HAKKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。